



離婚に向かつて——歩後退一步前進

高橋 司
たかはし・つかさ弁護士。1963年生まれ。北海道大学大学院法
学研究科修了。高橋・日浦法律事務所代表。

女性が離婚を決意するためには乗り越えなければならない数多くの問題がある。実家に戻つて再出発できるケースはそれほど多くない。昨今の厳しい経済情勢・就職難の中で就職先を決めることができるのは、幼子がいる場合、利用しやすい保育園はあるのか、その費用はどの程度かかるのか、夫側からの養育費や児童扶養手当などはどの程度見込めるのかなど、離婚後すぐに直面せざるを得ない不安材料が次々と目の前に迫つてしまつ。そのため、離婚を躊躇する女性が実際に多いが、それも致し方ないことだとも思う。

ところで、今回は離婚に伴う財産分与について取り上げたい。財産分与について夫婦間で協議が調わない場合には家庭裁判所で一切の事情を考慮して財産分与の額や方法などを定めることとなつていて。幸いにも夫婦間に借金がなく、不動産や預貯金などのプラスの積極財産だけがある場合には、その各財産を金銭的に評価し、各財産の形成に対する夫婦それぞれの寄与の程度に応じて各人の取得額を算定すれば足りる。ところが、不動産などの積極

財産があつても住宅ローンが残つている場合で、そのローン残高がその不動産の時価を上回つているようなオーバーローンの場合は、そのローン債務も清算しなければならない。離婚に伴う財産分与というものは本来的には積極財産の清算であつて、債務を財産分与の対象とするものではない。しかし、住宅ローンといふものは不動産を取得するために生じた債務であるから、積極財産である不動産を財産分与の対象とする以上、住宅ローンという消極財産も清算の対象とせざるを得ない。つまり、財産分与の局面では夫名義で借り入れた住宅ローンも何らかの形で妻側に影響を与える。このような考え方には、住宅ローンのみならず、夫婦共同生活を維持するための生活費が足りなかつたために夫婦のどちらかが借り入れた借金や子のために借り入れた教育ローンなどにもあてはまり、清算する対象となる。その結果、積極財産の合計額からこれらローンなどの消極財産の合計額を引き算して

分の1ずつ分与して清算することとなる。

逆に、積極財産の合計額から消された数値がマイナスになつて、夫側は妻に対して財産分与として求めることができる対象財産はないものの、残つたマイナスの2分の1を夫側に支払う義務もない。時折、積極財産がまったく債務だけが残つている場合や不動産などの積極財産がある場合でも、夫名義で借り入れた借金があつてオーバーローンとなつているなど、その積極財産の合計額がローン残高などの消極財産の合計額を下回つている場合に、差し引きした結果算出されたマイナスの借金も2分の1ずつ夫婦間で負担しなければならないという話が夫側から妻側に言われているケースが散見されるが、妻側にはそのような義務はない。夫側から妻側に残つた借金の2分の1を支払えなどという形での「マイナスの財産分与請求権」などあるはずもない。

ただし、夫名義で借り入れたローンの連帯保証人に妻がなつてゐる場合には、離婚したからといつて連帯保証人としての責任が

なくなるわけではないことから注意を要する。住宅ローンを借り入れた際の名義が誰であるのか、妻側は連帯保証人または連帯債務者となつてしまつていいのか、不動産の登記名義の一部が妻側の名義になつていいのか、住宅ローンを借り入れた名義人は今後も支払続けることが期待できるのか、ある一定期間、妻側がこの不動産に住み続けることで新たなスタートを切る準備を一時的にでもさせることができるのかどうかという点などを、さまざまな要素を検討した上で弁護士は妻側のベストの選択肢を決めることとなる。

最後に、夫側がパチンコや競馬などのギャンブルに費やした借金や、車やオートバイなどの個人的な趣味のための借金が残つていて場合にも、夫側から結婚した後にできた借金だからといって妻側にその2分の1を負担するよう求めているケースもあるが、このような夫婦の共同生活とはまったく関係がない債務はそれを借り入れた夫側が負担すべきであつて、それ無関係な妻側が夫側に対しても計算する義務などあるはずもないので安心していただきたい。